住所　埼玉県川口市元郷５丁目10番22号
キン・ヌ・ヌ　昭和41年４月13日生
住所　埼玉県新座市北野３丁目７番21―502号
劉羽　昭和44年８月31日生
住所　埼玉県蓮田市蓮田３丁目105番地
尹秀詰　昭和52年３月２日生
住所　さいたま市見沼区大字大谷1433番地２
金英姫　昭和39年11月７日生
住所　埼玉県所沢市大字山口416番地18
マルコス・エスピリト・サント・デ・ルセナ
昭和44年９月９日生
アリネ・モリタ・デ・ルセナ　平成10年５月26日生
住所　埼玉県狭山市新狭山２丁目２番地10
グェン・ナック・アン　平成２年８月13日生
住所　埼玉県草加市八幡町891番地５
葉桂春　昭和47年５月28日生
住所　埼玉県草加市青柳３丁目34番21―302号
ラム・ファン・タン・フォン　平成４年10月19日生
住所　埼玉県八潮市大字大瀬1475番地
崔美花　昭和54年７月28日生
住所　神戸市西区王塚台４丁目56番地
金聖愛　昭和47年８月２日生
住所　神戸市中央区八雲通５丁目３番１号
洪敬将　昭和62年11月20日生
住所　兵庫県西宮市西宮浜４丁目10番１―604号
蕭又飛　昭和48年９月15日生
住所　兵庫県西宮市池開町５番14―302号
申文香　平成２年９月21日生
申真太　平成５年８月20日生
住所　東京都板橋区常盤台３丁目22番17号
金鳳順　昭和10年７月８日生
○秀樹　昭和35年９月17日生
住所　福岡市博多区博多駅南１丁目15番６―303号
王露　昭和58年４月４日生
住所　東京都江東区東陽３丁目12番11号
鄧紅　昭和57年９月23日生
住所　名古屋市天白区島田が丘417番地
金英男　昭和45年５月26日生
権英美　昭和45年７月29日生
金大地　平成８年12月13日生
金誠　平成11年４月８日生
金優大　平成18年９月６日生
住所　愛知県―宮市若竹３丁目３番17―602号
申勉　昭和44年６月12日生
住所　名古屋市中区千代田２丁目17番34号
劉闘　昭和60年11月１日生
住所　愛知県豊橋市草間町字東山143番地26
アブル・カラム・モジュムデール　昭和54年11月８日生
住所　浜松市西区舘台３丁目14番11号
グエン・ティ・タン・タム　平成４年４月21日生

○外務省告示第二百四十号

平成二十七年六月二十五日にアビジャンで、日本・コートジボワール友好交差点改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がコートジボワール共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　日本・コートジボワール友好交差点改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　五十億三千八百万円
3　贈与の供与期限　平成三十二年十二月三十一日まで
4　署名者

日本側	川村裕在コートジボワール大使
コートジボワール側	シャルル・コフィ・ディビ外務大臣

平成二十七年七月十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百四十一号

平成二十七年六月二十四日にアンタナナリボで、第四次小学校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマダガスカル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第四次小学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　八億六千万円
3　贈与の供与期限　平成二十八年十二月三十一日まで
4　署名者

日本側	細谷龍平在マダガスカル大使
マダガスカル側	アタラ・ベアトリス・ジェアニンヌ外務大臣

平成二十七年七月十三日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第千七百七十八号

内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）第三十条において準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、うなぎ養殖業につき、その許可をすべき水産動植物の総量及び許可を申請すべき期間を次のように定めたので、同項の規定に基づき公示する。

平成二十七年七月十三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　許可をすべき水産動植物の総量
にほんうなぎ　二十一・七トン
にほんうなぎ以外の種のうなぎ　三・五トン
二　許可の申請をすべき期間
平成二十七年七月十三日から同年十月十三日まで

備考

1　この告示に係る許可（以下「許可」という。）の有効期間は、平成二十七年十一月一日から平成二十八年十月三十一日までとする。
2　許可において定める水産動植物の量は、許可に係る養殖場において養殖することができるうなぎ（当該養殖場で養殖される前に国内の他の養殖場で養殖されたことのあるうなぎ（以下「既養殖うなぎ」という。）を除く。）の量とする。
3　許可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。
一　既養殖うなぎを国内における養殖の用に供するために出荷する場合には、出荷年月日、出荷重量並びに出荷者及び出荷先の氏名又は名称を記載した書類（以下「出荷書類」という。）を出荷する既養殖うなぎに添付しなければならない。
二　出荷書類が添付されていない既養殖うなぎは新たに養殖してはならない。
三　既養殖うなぎを新たに養殖したときは、その都度遅滞なく、当該既養殖うなぎに係る第一号の規定により添付された出荷書類の写しを農林水産大臣に提出しなければならない。
四　にほんうなぎ以外の種のうなぎを養殖する場合には、当該うなぎを公共の用に供する水面に放出してはならず、また、当該うなぎの逸出を防止するために必要な措置を講じなければならない。

○農林水産省告示第千七百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年七月十三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県島田市・榛原郡川根本町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
島田市・榛原郡川根本町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに島田市役所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年七月十三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県榛原郡川根本町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
榛原郡川根本町（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。